RSウイルスワクチン接種をご希望の方へ

予防接種に関する重要な情報です。必ずお読みください。

1.RSウイルス感染症とは

- RSウイルス感染症は、RSウイルス※に感染することによって起きる呼吸器の感染症です。
- 年齢を問わず何度も感染するため、生まれたばかりの赤ちゃんから高齢者まで広く認められます。
- RSウイルスに感染すると、4~5日の潜伏期間を経て、発熱、せき、鼻水の上気道炎の症状がみられます。その後に感染が下気道 (気管・気管支等) に及ぶことで、ゼーゼーヒューヒューといった喘鳴や呼吸困難など下気道炎による症状がみられる場合もあります。
- ※ RSウイルス: respiratory syncytial (呼吸器合胞体) ウイルス

2.RSウイルス感染症の重症化リスクが高い方

- 高齢者や慢性心疾患、慢性閉塞性肺疾患 (COPD) や喘息などの慢性呼吸器疾患のある方、免疫系が低下している方、他に基礎疾患がある方、老人ホームや介護施設に入所している方は、RSウイルスへの再感染により重大な結果につながる原因になる場合があります。そのため、重症化のリスクが高い方では、RSウイルスの感染に注意する必要があります。
- 多数の高齢者や慢性心疾患、慢性呼吸器疾患などがある方がいる高齢者施設などでは、RSウイルス感染症の集団 発生が問題となる場合があるため注意が必要です。

3.アブリスボ(成人[60歳以上]用)について

- アブリスボを接種するとRSウイルスに対する抗体の量が増え、RSウイルスの感染による下気道炎の予防が期待されます。
- アブリスボは、RSウイルスが体内の細胞に侵入する際に働く「Fタンパク質」を組換えDNA技術により改変したタンパク質を抗原として作られたワクチンです。
- 1回、0.5mLを筋肉内接種します。
- ・アブリスボ接種後に副反応がみられる場合があります。副反応は、アブリスボ接種直後から数時間後、または数日経過後にみられる場合があります。
- •60歳以上の方を対象に行われたアブリスボの臨床試験では、副反応として、接種部位の腫れ・紅斑・痛み、倦怠感、 軽度の発熱や低血圧、吐き気、失神(血管迷走神経反応)などが報告されました。また、まれにショック、アナフィラキシー 様反応(接種後30分以内にあらわれる呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと) やけいれんなどがみられる場合があります。このような症状があらわれた時は、すぐに医師や看護師に申し出て ください。
- RSウイルスワクチンの接種により健康被害が発生した場合には、「医薬品副作用被害救済制度」により医療費等の 給付が受けられる場合があります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ等をご覧くだ さい。(次ページ【参考】参照)
- 接種後に気になる症状等がある場合には、医師や看護師にご相談ください。

4.アブリスボ接種の際の注意点

〇次の方は接種を受けないでください。

- 発熱している方
- 重篤な急性疾患にかかっている方
- •本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある方
- その他、かかりつけの医師に予防接種を受けない方がよいといわれた方

〇次の方は接種前に医師や看護師に相談してください。

- 血小板数が少ない方、あるいは出血しやすい方、または抗凝固療法を受けている方
- •このワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれのある方
- 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、または近親者に先天性免疫不全の人がいる方
- 授乳を行っている方
- 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液等の病気と診断された方
- 腎機能障害、または肝機能障害をお持ちの方

〇アブリスボ接種後の注意点

- •接種後30分は、注意深い観察が必要です。病院内でイスに座るなどして様子をみます。
- •接種した当日は、過度な運動を避けてください。
- 接種した部位を清潔に保ってください。接種した日に入浴しても問題ありませんが、体を洗うときに接種部位をこすらないようにしてください。
- •接種部位の変化、接種後の体調の変化に注意してください。
- •接種部位の異常や体調の変化、高熱、けいれんなどの異常な症状がみられる場合には、すみやかに医師の診察を受けてください。
- ●体調の変化等で他の医療機関を受診される場合は、アブリスボを接種したことをお伝えください。
- ●他の医療機関を受診された場合は、アブリスボを接種した医療機関にもお知らせください。

「組換えRSウイルスワクチン(アブリスボ筋注用)接種申込書・予診票」にご記入の上、医師の診察を受けてください。 もし、普段と変わったことがあった場合には医師や看護師にご相談ください。

【参考】

RSウイルスワクチンの接種により健康被害が発生した場合には、「医薬品副作用被害救済制度」により医療費等の給付を受けられる場合があります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ等をご覧ください。

医薬品副作用被害救済制度

予防接種法の定期接種によらない任意の予防接種によって健康被害(医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害など)が生じた場合は、医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。健康被害の内容、程度等に応じて、薬事・食品衛生審議会(副作用・感染症等被害判定部会)での審議を経た後、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。

問い合わせ先は下記のとおりです。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 救済制度相談窓口

電話:0120-149-931(フリーダイヤル) URL:http://www.pmda.go.jp

接種予定日		医療機関名
月		
時	分	